

亀山市告示第153号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策設備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策設備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、民間保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策設備事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）であって、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内で事業を行うものをいう。

2 この告示において「新型コロナウイルス感染症対策設備事業」とは、主に0歳から2歳までの在園児向けの保育室の床に対して抗ウイルス性を付加する事業をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策設備事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症対策設備事業を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策設備事業に要した経費の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。